

②請負契約(工事)を担当する作業所名を記載する。また、工事現場が建設キャリアアップシステムに登録されている場合には、当該現場 IDを記載する。

③請負会社が取得している建設業法第3条に定める許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。(許可期間5年)許可業種は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して記載する。

④工事請負契約を締結した工事名称と工事内容を記載する。

⑤工事請負契約書に記載されている発注者の名称並びに住所を記載する。

⑥工事請負契約書に記載されている工期並びに契約日を記載する。

⑦元請契約については工事請負契約書に記載されている会社名及び住所を転記し下請契約については下請負契約を締結した支居又は営業所の名称及び住所を記載する。

⑧発注者より通知された監督員名を記載する。

⑩監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもので、材料調査、見本検査等にも立ち会うのが例とされる。その権限が現場代理人に委任されている場合は、「現場代理人名」を記載する。下請負契約書に記述がない場合は、一般的に下請負契約を締結した元請の工事部長名等を記載する。

⑫工事請負契約書に規定する現場代理人名を転記する。

⑭建設業法第26条に規定する監理技術者・主任技術者名を記載し、第26条第3項により「公共性のある工作物等に関する重要な工事で政令で定めるものについては「専任」の者でなければならない。ただし、第26条第3項のただし書き等により、監理技術者にあつては、元請業者が監理技術者補佐として政令で定める監理技術者に準ずる者(1級技士補等)を当該工事現場に専任で置くときは、監理技術者は2現場まで兼務することができる。

⑮請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。

⑲健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。

⑲健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。

⑲健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。

⑲健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。

①工事請負契約を締結した会社名を記載する。また、事業者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合には、当該事業者の事業者IDを記載する。

⑨発注者の監督員の権限は、工事請負契約書の記載条文番号を、意見申出方法については、工事請負契約書に記載されている方法を記載する。

⑳一次下請会社の会社名を記載する。また、事業者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合には、当該事業者の事業者IDを記載する。

㉑一次下請会社の会社の住所及び電話番号を記載する。

㉒一次下請会社と締結した工事名称・工事内容を記載する。一次下請会社が施工する主たる工種・工事内容を記載する。

㉓一次下請会社の会社の代表者名を記載する。

㉔労働安全衛生法第16条に定められた、一次下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任しその氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全衛生責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。

㉕労働安全衛生法第12条の2に定められた、一次下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を()書きで記載する。

施工体制台帳 (記載例)

[会社名・事業者ID]	① 日本メックス株式会社・77656407717322
[事業所名・現場ID]	② ●●●●●●●●改修工事・現場ID

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		工事許可(更新)年月日
	建築・土木・防水・とび・土工・塗装・電気・管	工事業	大臣 特定	第 43 号	
	電気通信・消防施設	工事業	大臣 一般	第 43 号	2017年7月16日

④ 工事名称及び工事内容	●●●●●●●●改修工事 (例)模様替工事		
⑤ 発注者名及び住所	発注者名 〒 発注者の郵便番号 発注者の住所		
⑥ 工期	自 発注者⇄弊社との工期開始日	契約日	発注者⇄弊社との請負契約日

契約営業所	区分		名称		住所	
	元請契約		日本メックス株式会社		東京都中央区入船3-6-3	
	下請契約		同上		同上	

⑧ 発注者の監督員	※メックスの監督員でなければ注意	権限及び意見申出方法	⑨ 下請け契約第9条の通り文書による
⑩ 監督員	メックスの監督員名	権限及び意見申出方法	⑪ 下請け契約第9条の通り文書による
⑫ 現場代理人	日本メックスの現場代理人	権限及び意見申出方法	⑬ 下請け契約第9条の通り文書による

⑭ 監理技術者主任技術者	専任 非専任	資格内容	⑮ 監理技術者・主任技術者に必要とされる資格(建設業法第27条に定める技術検定等)を記載する。
⑯ 監理技術者補佐	⑰ 監理技術者補佐名を記載する。	資格内容	⑱ 監理技術者補佐に必要な資格(建設業法施行令第28条に定める資格等)を記載する。

⑲ 専門技術者	⑲ 専門分野における専門技術者が必要な資格を記載する。	専門技術者	⑲ 専門技術者
資格内容	⑲ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。	資格内容	⑲ 専門技術者
担当工事内容	⑲ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。	担当工事内容	⑲ 専門技術者

⑲ 一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有(無)	⑲ 外国人建設就労者の従事状況(有無)	有(無)	⑲ 外国人技能実習生の従事状況(有無)	有(無)
----------------------	------	---------------------	------	---------------------	------

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入		加入		加入	
	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	元請	日本メックス株式会社	5246 管工業健康保険組合	21-N3EC07428	13301545400-000		
	下請	同上	同上	同上	同上		

⑲ 一号特定技能外国人の従事状況(有無)欄は、技能実習又は外国人建設就労者受入事業を修了し、引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。	⑲ 外国人建設就労者の従事状況(有無)欄は、技能実習に引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。	⑲ 外国人技能実習生の従事状況(有無)欄は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。
---	--	---

⑲ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。

⑪元請業者が下請業者と締結した下請負契約書における監督員の権限と意見の申出の方法を記載する。一般的には発注者の監督員と同様であるが、契約条項については異なるので注意すること。

⑲現場代理人の権限と意見申出方法を記述している下請負契約書の内容を転記する。

⑲現場代理人の権限については、工事請負契約書に規定される権限であり、発注者の意見の申出の方法については、工事請負契約書に規定されている「文書」と記載する。

⑲監理技術者・主任技術者に必要とされる資格(建設業法第27条に定める技術検定等)を記載する。

⑲監理技術者補佐に必要な資格(建設業法施行令第28条に定める資格等)を記載する。

「下請負人に関する事項」

⑲ 会社名・事業者ID	1次の会社名・事業者ID	⑲ 代表者名	1次の代表者
⑲ 住所電話番号	〒 1次の郵便番号 1次の住所	⑲ 一次下請会社との契約工期を記載する。契約日は、下請契約締結日を記載する。	(TEL 1次の電話番号)
⑲ 工事名称及び工事内容	●●●●●●●●改修工事 1次の担当工事内容		
⑲ 工期	自 弊社⇄1次との工期開始日 至 弊社⇄1次との工期終了日	契約日	弊社⇄1次との請負契約日

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		工事許可(更新)年月日
	1次の許可業種	工事業	大臣 特定	第 1次の許可番号 号	
		工事業	知事 一般	第 号	

現場代理人名	⑲ 1次の現場代理人	安全衛生責任者名	⑲ 1次の安全衛生責任者
権限及び意見申出方法	⑲ 口頭及び文書による	安全衛生推進者名	⑲ 1次の安全衛生推進者
⑲ ※主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	⑲ 1次の雇用責任者
資格内容	1次の主任技術者資格内容	※専門技術者名	⑲ 専門技術者名

※登録基幹技能者名・種類	⑲ 登録基幹技能者の氏名及び種類(例 電気工事)を記載する。	資格内容	⑲ 資格内容
--------------	--------------------------------	------	--------

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有(無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有(無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有(無)
--------------------	------	-------------------	------	-------------------	------

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入		加入		加入	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		1次の営業所の名称	1次の健康保険番号	1次の厚生年金番号	1次の雇用保険番号		

⑲建設業法第26条の規定により、一次下請会社の当該施工に必要なとなる資格を有する主任技術者の氏名 - 及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で元請会社との契約額が3,500万円(建築一式工事では7,000万円)を超える場合は、「専任」する必要がある。ただし、建設業法第26条の3等の規定により、特定専門工事(専門工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、元請会社との契約額(下請契約が複数あるときは、これらの契約額の総額)が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事)で、一定の要件を満たし、元請の主任技術者が一括で施工監理する場合は、下請会社は主任技術者の配置を要しない。また、警備業に関しては、現場責任者に関する交通誘導警備等級の資格を記載する。

⑲一号特定技能外国人の従事状況(有無)欄は、技能実習又は外国人建設就労者受入事業を修了し、引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

⑲外国人建設就労者の従事状況(有無)欄は、技能実習に引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

⑲外国人技能実習生の従事状況(有無)欄は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

⑲健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、欄をそれぞれ追加する。

施工体制台帳の添付書類

- 1 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
- 2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
- 3 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格証の写し含む)及び雇用を証する書面
- 4 作成建設業者の専門技術者の資格及び雇用を証する書面

- 1 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
- 2 〇の部分、建設業法で定められた記載事項です。
- 3 (*)の部分、置かない場合もあるので、必要に応じて記載してください。
- 4 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は、具体的に記載してください。